

奈良県告示第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、外川土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年七月一日

奈良県知事 荒井正吾

退任役員の役名、氏名及び住所

理事 吉中 康眞

大和郡山市外川町三五五番地